

諮問庁：厚生労働大臣

諮問日：平成28年12月16日（平成28年（行個）諮問第179号及び同第180号）

答申日：平成29年3月27日（平成28年度（行個）答申第216号及び同第217号）

事件名：本人による離職理由に係る異議申立てに関して特定事業場から聴取した聴取書の一部開示決定に関する件
本人による離職理由に係る異議申立てに関して特定事業場から聴取した聴取書の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙1の1及び2の文書に記録された保有個人情報（以下、順に「本件対象保有個人情報1」及び「本件対象保有個人情報2」といい、併せて「本件対象保有個人情報」という。）につき、その一部を不開示とした各決定については、審査請求人が開示すべきとする部分を不開示としたことは、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）12条1項の規定に基づく開示請求に対し、福岡労働局長（以下「処分庁」という。）が平成28年9月26日付け福岡個開第172号及び第173号により行った各一部開示決定（以下、順に「原処分1」及び「原処分2」といい、併せて「原処分」という。）について、別紙2の聴取書の全部開示を求めるというものである。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

聴取書について一部開示ないため、会社の情報であり個人の情報ではないので、全開示を求める

第3 諮問庁の説明の要旨

1 理由説明書1（平成28年（行個）諮問第179号）

（1）本件審査請求の経緯

本件審査請求は、審査請求人が、法12条1項の規定に基づき、平成28年8月29日付けで行った「審査請求人が特定年月頃に特定公共職業安定所Aに申立てを行った、特定事業所に係る特定公共職業安定所B

が保有している，離職理由に関する判定書類及び決定に係る添付書類一切」（本件対象保有個人情報 1）に係る開示請求に対し，福岡労働局長が平成 28 年 9 月 26 日付け福岡個開第 172 号により行った部分開示決定（原処分 1）を不服として，平成 28 年 10 月 4 日付け（同日受付）をもって提起されたものである。

（2）諮問庁としての考え方

本件審査請求に関し，法 14 条 2 号及び 7 号柱書きの規定に基づき部分開示とした原処分は妥当であり，本件審査請求は棄却すべきものと考ええる。

（3）理由

ア 本件対象保有個人情報 1 について

本件対象保有個人情報 1 は，審査請求人が特定年月頃に特定公共職業安定所 A に行った特定事業所の離職理由に係る異議申立てに対する，特定公共職業安定所 B が保有している文書（以下，第 3 においては「対象文書 1」という。）であり，次に掲げる文書により構成される。

- a 特定公共職業安定所 B に対する離職票記載内容の確認の依頼
- b 審査請求人より聴取し特定公共職業安定所 A が作成した離職にかかる聴取書
- c 審査請求人より特定公共職業安定所 A に提出のあった申出書及び雇用契約書等
- d 特定事業所より聴取し特定公共職業安定所 B が作成した離職にかかる聴取書
- e 特定事業所より特定公共職業安定所 B に提出のあった出勤簿

なお，原処分においては，対象文書 1 の d 及び e に不開示部分があるが，審査請求書から明らかなどおり，審査請求人は対象文書 1 の d の不開示部分の開示のみを求めている。

イ 不開示情報該当性について

対象文書の 1 の d の不開示部分には，特定事業所の職員の氏名，特定公共職業安定所 B が特定事業所から聴取した離職理由に係る離職の経緯及び経緯に関する参考情報が記載されている。離職理由は，雇用保険の受給資格において基本手当を受給できる日数等に影響があるため，これらの情報は離職区分を判断する上で重要な情報となる。

仮にこれらの情報が開示されることとなれば，事業所が離職理由に関する率直な主張を行いにくくなるなどにより，労働者の離職時の状況に関する正確かつ詳細な情報の事業者からの収集が阻害され，公共職業安定所における離職区分の適正な判断が困難となり，雇用

保険業務の適正な遂行に支障を及ぼし、雇用保険の基本手当の不適切な支給につながるおそれがあるため、当該情報については、法14条2号及び7号柱書きに該当することから、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

ウ 審査請求人の主張について

審査請求人は、審査請求の理由として、審査請求書の中で、「聴取書について一部開示ないため、会社の情報であり個人の情報ではないので、全開示を求める。」と主張しているが、上記イで述べたとおり、法12条に基づく開示請求に対しては、開示請求対象保有個人情報ごとに法14条各号に基づいて開示、不開示を判断しているものであり、審査請求人の主張は、本件対象保有個人情報1の開示決定の結論に影響を及ぼすものではない。

(4) 結論

以上のとおり、原処分は妥当であり、本件審査請求は棄却すべきと考える。

2 理由説明書2（平成28年（行個）諮問第180号）

(1) 本件審査請求の経緯

本件審査請求は、審査請求人が、法12条1項の規定に基づき、平成28年8月29日付けで行った「審査請求人が特定年月頃に特定公共職業安定所Aに申立てを行った特定事業所に係る離職理由に関する判定書類及び決定に係る添付書類一切」（本件対象保有個人情報2）に係る開示請求に対し、福岡労働局長が平成28年9月26日付け福岡個開第173号により行った部分開示決定（原処分2という。）を不服として、平成28年10月4日付け（同日受付）をもって提起されたものである。

(2) 諮問庁としての考え方

上記1（2）と同旨

(3) 理由

ア 本件対象保有個人情報について

本件対象保有個人情報2は、審査請求人が特定年月頃に特定公共職業安定所Aに行った離職理由に係る異議申立てに対する特定公共職業安定所Aの対応に係る文書（以下、第3においては「対象文書2」という。）であり、次に掲げる文書により構成される。

- a 特定公共職業安定所Bに対する離職票記載内容の確認の依頼
- b 審査請求人より聴取し特定公共職業安定所Aが作成した離職にかかる聴取書
- c 審査請求人より特定公共職業安定所Aに提出のあった申出書及び雇用契約書等
- d 特定事業所より聴取し特定公共職業安定所Bが作成した離職に

かかる聴取書

e 特定事業所より特定公共職業安定所Bに提出のあった出勤簿

f 特定公共職業安定所Bにおける決裁等の事務処理

なお、原処分においては、対象文書2のd及びeに不開示部分があるが、審査請求書から明らかなどおり、審査請求人は対象文書2のdの不開示部分の開示のみを求めている。

イ 不開示情報該当性について

上記1(3)イと同旨

ウ 審査請求人の主張について

上記1(3)ウと同旨

(4) 結論

上記1(4)と同旨。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、平成28年(行個)諮問第179号及び同第180号を併合の上、調査審議を行った。

- ① 平成28年12月16日 諮問の受理(平成28年(行個)諮問第179号及び同第180号)
- ② 同日 諮問庁から理由説明書1及び理由説明書2を收受(同上)
- ③ 平成29年1月19日 審議(同上)
- ④ 同年3月9日 本件対象保有個人情報の見分及び審議
- ⑤ 同月23日 平成28年(行個)諮問第179号及び同第180号の併合並びに審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象保有個人情報について

本件開示請求は、別紙1の1及び2の文書に記録された保有個人情報の開示を求めるものである。

処分庁は、本件対象保有個人情報の一部について、法14条2号及び7号柱書きに該当するとして不開示とする原処分を行った。

審査請求人は、別紙2の聴取書の全部開示を求めているが、諮問庁は原処分を妥当としていることから、本件対象保有個人情報を見分した結果を踏まえ、審査請求人が開示すべきとする部分の不開示情報該当性について、以下、検討する。

2 不開示情報該当性について

(1) 「聴取相手方」欄の不開示部分について

当該部分は、特定事業所の職員の氏名であり、法14条2号本文前段に規定する審査請求人以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当するが、審査請求人が知り得る情報で

あるとは認められないことから、同号ただし書イに該当せず、また、同号ただし書ロ及びハに該当する事情も認められない。さらに、当該部分は個人識別部分であり、法15条2項による部分開示の余地もない。

したがって、当該部分は、法14条2号に該当し、同条7号柱書きについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

(2) 「聴取内容」欄の不開示部分について

当該部分には、特定公共職業安定所が特定事業所から聴取した離職理由に係る離職の経緯及び経緯に関する参考情報が記載されており、これを開示すると、特定事業所が離職理由に関する率直な主張を行いにくくなるなどにより、労働者の離職時の状況に係る事業者からの情報の収集が阻害され、公共職業安定所の行う離職区分の判断の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法14条7号柱書きに該当し、同条2号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

(3) 「安定所の意見」欄の不開示部分について

当該部分には、聴取結果に基づく公共職業安定所職員の意見が記載されており、これを開示すると、今後の特定受給資格者の要件の確認において、確認内容や手法等が判明することから、公共職業安定所の行う当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法14条7号柱書きに該当し、同条2号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

3 本件各一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象保有個人情報につき、その一部を法14条2号及び7号柱書きに該当するとして不開示とした各決定については、審査請求人が開示すべきとする部分は同条2号及び7号柱書きに該当すると認められるので、不開示としたことは妥当であると判断した。

(第3部会)

委員 岡島敦子, 委員 葭葉裕子, 委員 渡井理佳子

別紙 1

- 1 審査請求人が特定年月頃に特定公共職業安定所 A に申立てを行った，特定事業所に係る特定公共職業安定所 B が保有している，離職理由に関する判定書類及び決定に係る添付書類一切
- 2 審査請求人が特定年月頃に特定公共職業安定所 A に申立てを行った特定事業所に係る離職理由に関する判定書類及び決定に係る添付書類一切

別紙 2

特定事業所より聴取し特定公共職業安定所 B が作成した離職にかかる聴取書